

## 第 2 部

---

安全で安心して  
暮らせる  
まちづくり



# 第1章 災害対策と安全対策

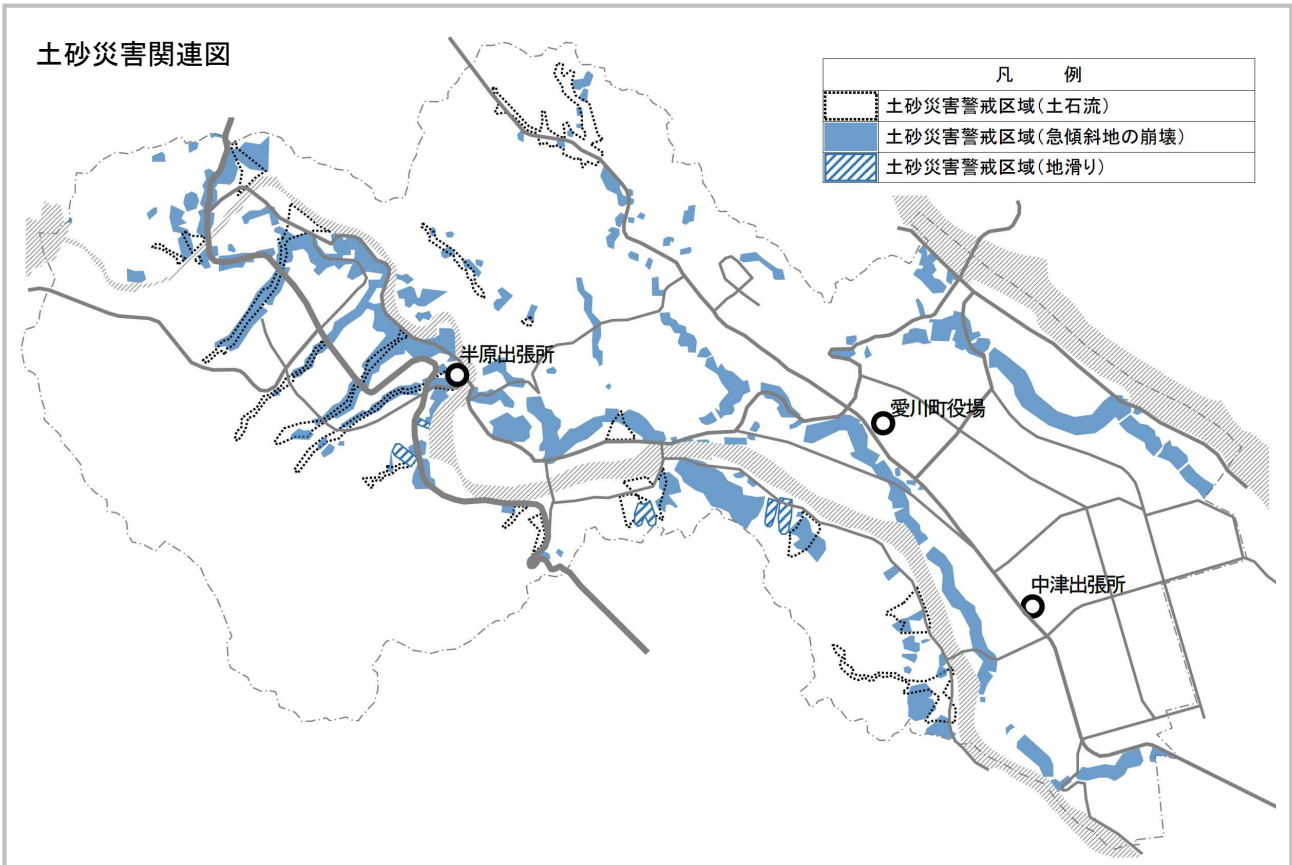
## 第1節 防災対策の充実

### 現況と課題

- 本町は、河川等の水域や急傾斜地を多く有することから、自然災害発生時の被害が懸念されます。特に、近い将来において、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予想され、本町への影響も危惧されることから、大規模災害の発生に備えた総合的な防災対策の推進が重要となっています。
- 災害危険度について最新の情報を周知できるよう、全世帯を対象とした防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップ等を更新し、住民に災害への備えを呼びかけるとともに、定期的に防災パトロールを行い、災害発生危険箇所の把握と保全整備を進めていますが、被害を最小限に食い止めるため、さらなる対策の強化が必要となっています。
- 災害発生時の医療対応として、愛川北部病院等の町内医療機関との連携の充実につとめるなど、災害体制のさらなる充実が求められています。また、国民保護計画に基づき、有事に備えた危機管理につとめる必要があります。
- 災害発生時の対応を適切に行うため、情報伝達体制の強化や避難所等における防災設備・備品等の充実整備を計画的に進めています。今後は、地域における防災訓練が、より活発に行われるよう地区防災計画の策定をはじめ地域の特性に応じた訓練内容の検討や地域の防災リーダーの育成、さらには、災害時要配慮者（要援護者）<sup>(注)</sup>や外国人住民等に対する避難支援対策などの充実をはかっていく必要があります。

**(注)災害時要配慮者（要援護者）** 災害が発生した時に特別の配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦といった、自分の身を守るための適切な避難など防災行動がとりにくい人のこと。

土砂災害関連図



## 基本方針

本町の地域特性や市街地環境などを踏まえた災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、少子高齢化など社会変化に対応した防災体制の維持、防災意識の向上につとめます。

## 施策の展開

### 施策 1 災害に強いまちづくり

- (1) がけ崩れによる災害を防止するための防災パトロールの実施
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業などの整備促進
- (3) 溪流の砂防指定地の管理・整備促進
- (4) 相模川、中津川の未改修部分の整備促進
- (5) 「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づく指導
- (6) 公共施設の耐震化推進、民間住宅の耐震化促進

### 施策 2 災害への体制づくり

- (1) 地域防災計画に基づく防災対策の推進
- (2) 国民保護計画に基づく有事に備えた危機管理
- (3) 防災行政無線の更新整備、戸別に情報伝達できる手段の検討

- (4) 救助資機材の整備、非常用食糧等の備蓄
- (5) 愛川北部病院との協定に基づく災害時医療体制の充実

### 施策3

#### 災害時における支援

- (1) ひとり暮らし高齢者等世帯登録制度・把握調査の実施
- (2) 災害時要配慮者（要援護者）の避難支援
- (3) 災害時要配慮者（要援護者）への情報伝達手段の確保
- (4) 災害見舞金制度の周知

### 施策4

#### 地域における安全・安心強化のための意識向上

- (1) 自主防災組織への支援
- (2) 防災訓練等を通じた災害対応意識の高揚と災害対応能力の向上
- (3) 防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップ等による災害危険度の周知
- (4) 携帯メール配信などによる防災情報の周知
- (5) 住民の防災意識の高揚、地域の防災リーダーの育成指導
- (6) 外国人住民の防災意識の高揚と防災行動力の向上

## 成果指標

### ◆住民の満足度

| 指 標                        | 現状値                 | 目標値                 | 算出根拠等   |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 『防災対策の充実』について「満足」と感じる住民の割合 | 35.8%<br>(平成 28 年度) | 47.0%<br>(平成 34 年度) | 町民満足度調査 |

### ◆主な目標指標

| 指 標                  | 現状値                      | 目標値                      | 算出根拠等   |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|---------|
| 自主防災訓練等への参加者数(3か年累計) | 5,472 人<br>(平成 25~27 年度) | 8,200 人<br>(平成 32~34 年度) | 約 50%の増 |

※「参加者数(3か年累計)」とは、3か年で1サイクルとして実施している開催規模や実施形態の異なる「総合防災訓練」、「自主防災訓練」、「広域避難所防災訓練」のそれぞれの参加者数の累計。

## 住民の声

『防災対策の充実』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

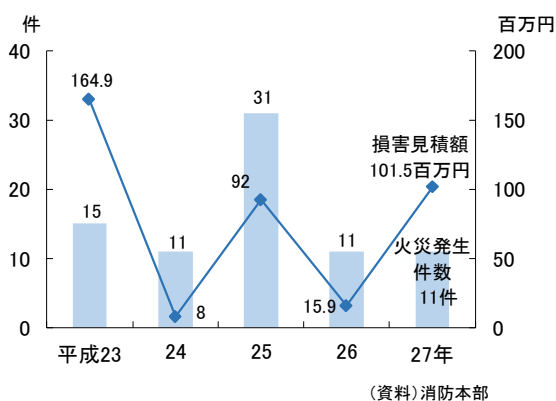
- 大規模災害に対する対策の推進  
首都直下地震など大規模災害に備え、防災意識の高揚や対策につとめてほしい。
- 災害時の情報伝達  
防災無線やメール配信などを活用し、災害情報などをリアルタイムに配信してほしい。
- 自然災害対策の強化  
異常気象などによる災害を未然に防止するための対策の強化につとめてほしい。

## 第2節 消防・救急体制の充実

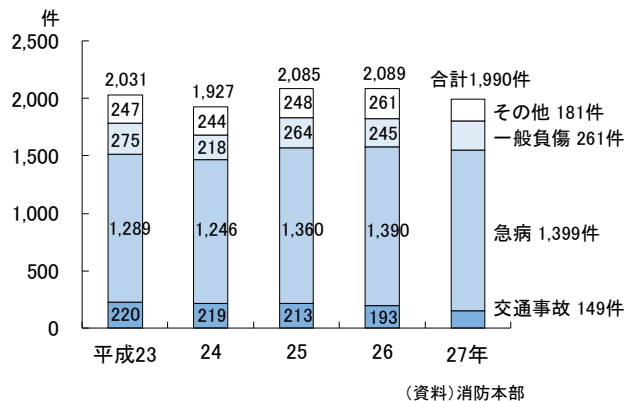
### 現況と課題

- 本町では毎年10件以上の火災が発生していることから、引き続き、火災の未然防止対策として火災予防意識の啓発や火災予防査察による指導につとめるとともに、消防車両の更新など、常備消防体制の充実をはかっていく必要があります。また、救急需要の拡大に対応するため、救急救命活動の質の向上や応急手当の普及などにもつとめる必要があります。
- 町内診療所などの初期救急医療機関<sup>(注)</sup>をはじめ、二次救急医療機関<sup>(注)</sup>の愛川北部病院や三次救急医療機関<sup>(注)</sup>(北里大学病院、東海大学病院)との連携など、迅速で円滑な救急業務体制を維持していくことが求められています。
- 非常備消防については、消防団員の確保対策の一環として、福利厚生事業の充実などにつとめてきましたが、若年層の意識の変化などにより団員の確保が課題となっています。

火災発生状況の推移



事故別救急業務の推移



### 基本方針

迅速な消火・救助活動が可能となるよう消防体制の充実をはかるとともに、防火意識の向上につとめます。また、応急手当の普及や救急医療機関との連携など救急体制の強化につとめます。

(注) 初期救急医療機関

(注) 二次救急医療機関

(注) 三次救急医療機関  
する医療機関。

外来診療によって救急患者の医療を担当する医療機関。

入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する医療機関。

二次救急医療機関では対応できない重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供

## 施策の展開

### 施策 1

#### 火災の未然防止

- (1) 住民の防火意識の高揚と火災予防設備の普及促進
- (2) 地域や学校等との連携による防火対策の促進
- (3) 防火対象物や危険物施設等に対する火災予防査察の実施
- (4) 地域防災組織等の育成支援

### 施策 2

#### 消防体制の充実

- (1) 複雑多様化する救助事象に対応するための救助体制の充実
- (2) 消防ポンプ自動車等の更新整備
- (3) 老朽化した消防団器具舎の建て替えや消防団への救助資機材等の整備
- (4) 消防水利の整備

### 施策 3

#### 救急体制の充実

- (1) 救急救命士の養成などによる救急体制の充実
- (2) 救急救命士が行う救急業務の高度化の推進
- (3) 救急隊員の応急処置に係る質の向上
- (4) 高規格救急車等の更新整備
- (5) 救急医療機関との連携の強化
- (6) ドクターヘリ<sup>(注)</sup> 運航事業の有効活用
- (7) 救急車の正しい利用方法の周知

### 施策 4

#### 応急手当の普及・啓発

- (1) 普通救命講習会の実施などによる応急手当の普及・啓発

### 施策 5

#### 消防団員の確保

- (1) 消防団員の安定的な確保

(注) ドクターヘリ 救急医療の専門医・看護師が搭乗し、患者に救命医療を行うことのできる医療機器を装備した専用ヘリコプター。

## 成果指標

### ◆住民の満足度

| 指 標                           | 現状値                 | 目標値                 | 算出根拠等   |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 『消防・救急体制の充実』について「満足」と感じる住民の割合 | 47.1%<br>(平成 28 年度) | 57.0%<br>(平成 34 年度) | 町民満足度調査 |

### ◆主な目標指標

| 指 標                | 現状値                    | 目標値                    | 算出根拠等                |
|--------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 火災予防査察件数           | 537 件/年<br>(平成 27 年度)  | 670 件/年<br>(平成 34 年度)  | 防火対象物・危険物施設総数の約 40%  |
| 救命講習会の修了者数<br>(累計) | 18,336 人<br>(平成 27 年度) | 25,000 人<br>(平成 34 年度) | 年間の受講者数<br>約 1,000 人 |

## 住民の声

『消防・救急体制の充実』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

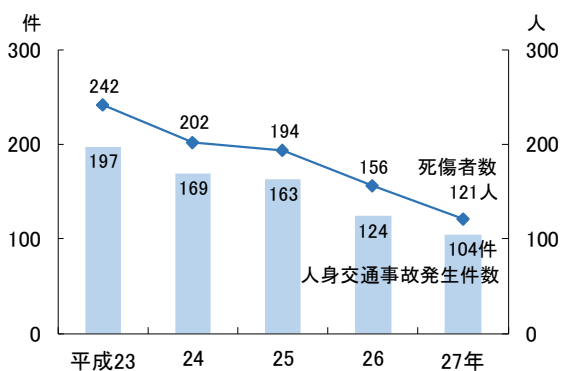
- 消防団員の確保  
若い世代の消防団員の確保につとめてほしい。
- 火災予防の強化  
火災予防のための地域の取組みを強化してほしい。

## 第3節 交通安全と防犯対策

### 現況と課題

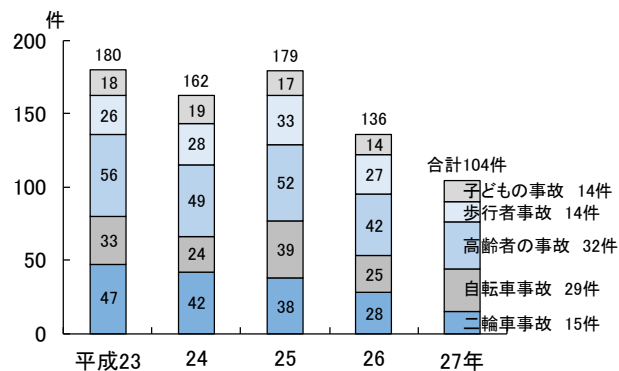
- 子どもや高齢者が交通事故の被害者となるケースが多いことから、特にこのような年代を対象とした交通安全意識の高揚や年間を通じた交通事故防止対策に取り組んできた結果、交通事故発生件数は減少しています。また、社会情勢の変化等により、犯罪の巧妙化・多様化を背景として、地域の安全に対する要求や防犯への意識は高まっていることから、犯罪の起こりにくい環境づくりにつとめてきた結果、犯罪件数は減少しています。
- 本町のこれまでの取り組みとしては、交通安全意識の普及・啓発と交通マナーの向上をはかるとともに、カーブミラー、ガードレール、道路照明灯等の交通安全施設の整備などを進めてきました。また、地域住民による防犯パトロール活動を支援するとともに、防犯情報のメール配信や、LED防犯灯への一斉更新などにより成果を挙げてきました。引き続き、交通事故や犯罪の撲滅に向け、関係機関等と連携した施策を維持・充実していくことが重要です。
- 多様化・悪質化する犯罪を未然に防ぎ、犯罪の起こりにくい環境を整備するとともに、住民意識の高揚につとめる必要があります。そのため、防犯カメラ等の計画的な増設と維持管理の徹底のほか、適切な消費生活情報の提供や、相談窓口業務などの充実をはかっていくことが求められています。

人身交通事故発生件数の推移



(資料)厚木警察署

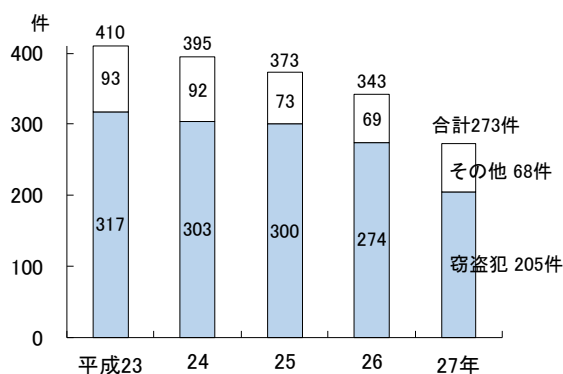
人身交通事故の内訳の推移



※「子ども」は小学生以下、高齢者は65歳以上。

(資料)厚木警察署

犯罪発生件数の推移



※「その他」とは、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯など。

(資料)厚木警察署



## 基本方針

交通安全意識や交通マナーの向上などを通じ、交通事故の起きにくい安全な環境づくりにつとめるとともに、地域ぐるみの防犯活動を促進し、犯罪の起こりにくい環境づくりにつとめます。また、複雑多様化する消費生活等に関する問題に対応するため、情報提供や相談業務の充実をはかります。

## 施策の展開

### 施策 1

#### 交通安全運動の推進

- (1) 交通安全意識の普及・啓発と交通マナーの向上
- (2) 交通安全推進団体の充実・強化
- (3) 高齢者の交通事故を防止するための講座や戸別訪問指導の実施

### 施策 2

#### 交通事故の未然防止

- (1) 道路の隅切り・拡幅・歩道の整備などの道路改良
- (2) カーブミラー、ガードレール、道路照明灯等の交通安全施設の整備
- (3) 道路標識、信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備と効果的な交通規制に向けた関係機関への要望
- (4) 警察等との連携による路上駐車への追放に向けた指導強化
- (5) 歩道の段差解消や点字ブロックの設置による高齢者・障がい者等の安全確保

### 施策 3

#### 地域防犯体制の充実

- (1) 地域防犯活動の促進や住民の防犯意識の高揚
- (2) 多様化する犯罪に対応した警察体制の強化の促進
- (3) 安全・安心パトロールの推進、地域住民が自主的に進める防犯パトロール活動等の支援
- (4) 携帯メール配信などによる防犯情報の周知
- (5) LED防犯灯の増設や維持管理
- (6) 防犯カメラの増設や維持管理

### 施策 4

#### 安全で快適な消費生活の推進

- (1) 関係機関との連携による消費生活相談業務の充実
- (2) 消費生活講座や広報活動などによる消費生活情報の提供
- (3) 品質の適正表示や商品の安全性確保についての指導の充実

## 成果指標

### ◆住民の満足度

| 指 標                          | 現状値                 | 目標値                 | 算出根拠等   |
|------------------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 『交通安全対策の推進』について「満足」と感じる住民の割合 | 37.4%<br>(平成 28 年度) | 41.0%<br>(平成 34 年度) | 町民満足度調査 |
| 『防犯対策の推進』について「満足」と感じる住民の割合   | 50.7%<br>(平成 28 年度) | 54.0%<br>(平成 34 年度) | 町民満足度調査 |

### ◆主な目標指標

| 指 標      | 現状値                   | 目標値                     | 算出根拠等 |
|----------|-----------------------|-------------------------|-------|
| 交通事故発生件数 | 104 件/年<br>(平成 27 年度) | 52 件以下/年<br>(平成 34 年度)  | 現状の半減 |
| 犯罪の発生件数  | 273 件/年<br>(平成 27 年度) | 137 件以下/年<br>(平成 34 年度) | 現状の半減 |

## 住民の声

『交通安全と防犯対策』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

- 通学路の安全性確保  
児童生徒が安全に通学できるよう、横断歩道をはじめとする交通安全施設の整備を進めてほしい。
- 防犯灯の設置  
夜間も安心して歩くことができるよう防犯灯の増設につとめてほしい。
- 地域住民の危機意識の向上  
交通安全や防犯対策等において、地域住民の危機意識を高める取組みを町全体において展開してほしい。



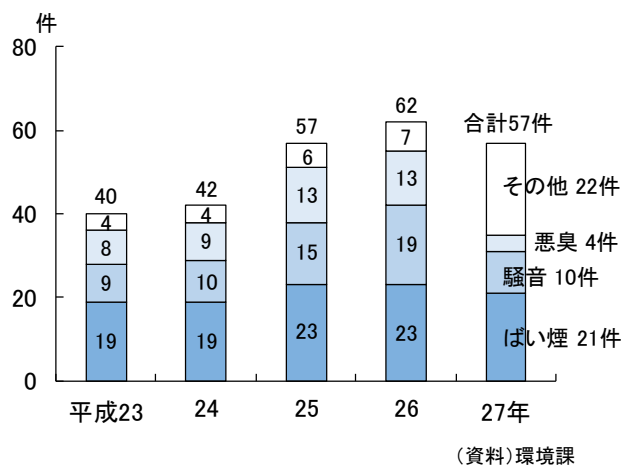
## 第2章 総合的な環境対策

### 第1節 環境対策の推進

#### 現況と課題

- 環境問題は、日々の住民生活や企業活動などに深く関わり、その影響も大きく、内容も多岐にわたることから、本町では、環境基本条例や環境基本計画を定め、総合的な対策を進めてきました。具体的には、住民の環境意識の高まりに基づき、公害の未然防止や廃棄物の不法投棄対策、まちな環境美化対策などにより、快適な生活環境づくりにつとめてきました。
- 環境美化の推進に関し、町、町民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにし、良好な生活環境の保全のために必要な事項を定めた「愛川町みんなで守る環境美化のまち条例」（平成23年条例第17号）に基づいた、住み良いまちづくりを推進していく必要があります。
- 子どもの環境教育を進めるとともに、引き続き、「ごみゼロ・クリーンキャンペーン」など地域の美化活動の支援や、廃棄物の不法投棄を防止するための監視・指導体制の強化につとめていく必要があります。

公害苦情件数の推移



#### 基本方針

環境意識の高揚をはかるとともに、公害の未然防止や廃棄物の不法投棄対策の強化、美化活動の促進などにより、快適な生活環境づくりにつとめます。

## 施策の展開

### 施策 1

#### 環境保全対策の推進

- (1) 環境基本条例や環境基本計画の推進
- (2) 子どもへの環境教育の充実
- (3) 環境問題に対する住民意識の高揚

### 施策 2

#### 公害の未然防止

- (1) 県生活環境の保全等に関する条例などに基づく指導強化と監視体制の充実
- (2) 水質汚濁防止のための合併処理浄化槽の普及・促進

### 施策 3

#### 環境美化等意識の普及・啓発

- (1) 「ごみゼロ・クリーンキャンペーン」や地域・ボランティアの美化活動の促進
- (2) 美化意識の普及・啓発
- (3) 廃棄物の不法投棄を防止するための監視・指導體制の強化
- (4) 動物愛護思想の普及、ペット飼い主への指導

### 施策 4

#### 工場・工業団地における環境対策

- (1) 工業専用地域における植栽、グリーンベルトの環境整備
- (2) 工場における緑化促進
- (3) 市街地の工場に対する立地適正化の誘導
- (4) 県内陸工業団地におけるゼロエミッション<sup>(注)</sup>の取組みへの支援

## 成果指標

### ◆住民の満足度

| 指 標                        | 現状値                 | 目標値                 | 算出根拠等   |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 『環境対策の推進』について「満足」と感じる住民の割合 | 33.6%<br>(平成 28 年度) | 46.0%<br>(平成 34 年度) | 町民満足度調査 |

### ◆主な目標指標

| 指 標                      | 現状値                     | 目標値                     | 算出根拠等  |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|--------|
| ごみゼロ・クリーン<br>キャンペーンの参加者数 | 6,795 人/年<br>(平成 27 年度) | 7,150 人/年<br>(平成 34 年度) | 約 5%の増 |

(注) **ゼロエミッション** ある産業で生じる廃棄物を他の産業の原料として使用することで、結果としてごみの排出（エミッション）をなくす構想。

---

## 住民の声

『環境対策の推進』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

- 不法投棄への対策  
不法投棄への監視体制を強化してほしい。
- 美化活動の推進  
町の美化に地域全体で取り組めるよう支援してほしい。

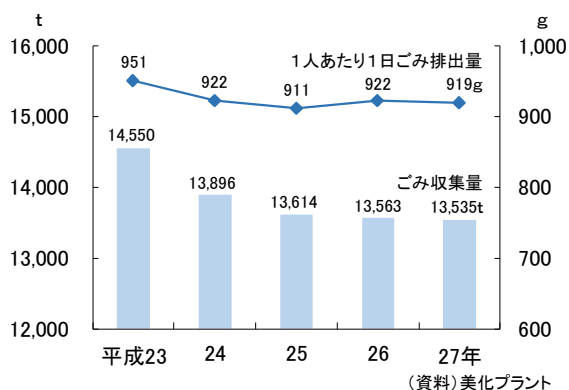
## 第2節

# 廃棄物対策と資源リサイクルの推進

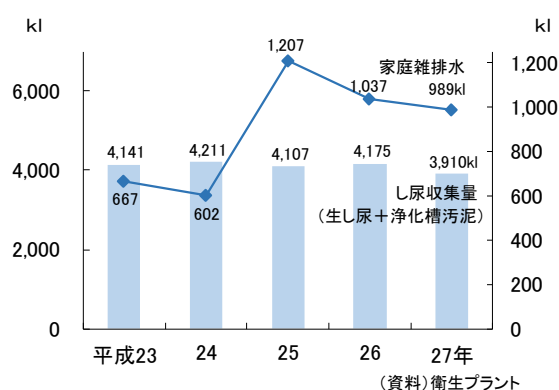
### 現況と課題

- 環境に配慮した資源循環型社会<sup>(注)</sup>を実現していくためには、廃棄物の減量化や再資源化の取組みが重要になっています。本町においては、住民の環境意識の高まりと協力によって、全体のごみ処理量は年々減少傾向にあります。自然と調和した環境にやさしいまちづくりをめざし、廃棄物対策と資源リサイクルに取り組んでいます。
- ごみの減量化や再資源化に関する意識啓発を進めるとともに、引き続き、平成25年に策定した「愛川町一般廃棄物処理基本計画」に基づく廃棄物対策と資源リサイクルの推進に向けた施策を維持・充実させていくことが重要となっています。

ごみ収集処理状況の推移



し尿等収集処理状況の推移



### 基本方針

環境に配慮した資源循環型社会の構築をめざし、廃棄物の減量化や再資源化を進めるとともに、廃棄物収集処理の効率化をはかります。

### 施策の展開

#### 施策1

#### ごみの減量化・再資源化

- (1) 一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物（ごみ・し尿）処理
- (2) ごみの減量化や再資源化に関する住民や事業者への意識啓発
- (3) ごみの細分別収集事業の充実

(注) 資源循環型社会 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、再使用・リサイクルを行うなどの有効活用により、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

- (4) ごみ収集処理の有料化の検討
- (5) 地域集団資源回収事業<sup>(注)</sup>や紙類回収事業の充実、再生品の利用の促進
- (6) 家庭でできる生ごみの減量化や堆肥化の促進
- (7) 減量化・再資源化に関する事業所への指導強化

## 施策 2

### ごみ処理広域化への取組み

- (1) 厚木愛甲環境施設組合によるごみの広域処理の推進
- (2) 広域化に向けたごみ収集処理方法や体制の検討

## 成果指標

### ◆住民の満足度

| 指 標                                 | 現状値                 | 目標値                 | 算出根拠等   |
|-------------------------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 『廃棄物対策と資源リサイクルの推進』について「満足」と感じる住民の割合 | 51.9%<br>(平成 28 年度) | 52.0%<br>(平成 34 年度) | 町民満足度調査 |

### ◆主な目標指標

| 指 標                   | 現状値                      | 目標値                      | 算出根拠等              |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|
| 1 人 1 日あたりの平均ごみ排出量    | 919.4g/人・日<br>(平成 27 年度) | 904.9g/人・日<br>(平成 34 年度) | 一般廃棄物処理基本計画に基づく目標値 |
| ごみの再資源化率(一般廃棄物の再生利用率) | 24.8%<br>(平成 27 年度)      | 27.2%<br>(平成 34 年度)      | 一般廃棄物処理基本計画に基づく目標値 |

## 住民の声

『廃棄物対策と資源リサイクルの推進』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

- ごみ処理や資源リサイクルの意識啓発  
ごみ処理の細分化や資源リサイクルについて、さらに意識の啓発につとめてほしい。

(注) 地域集団資源回収事業 家庭の日常生活で発生するごみの中から、紙類やカン、ビン等の資源としていかせるものを、子ども会や自治会等の地域団体が協力して回収し、リサイクルを進めていく活動。

## 第3節 地球温暖化対策の推進

### 現況と課題

- 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21、2015年11～12月開催）において、「京都議定書」に代わる、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み（「パリ協定」）が採択されました。我が国は、温室効果ガス<sup>（注）</sup>の排出量について2030年度に26%の削減（2013年度比）をめざしており、引き続き、国際的に重要な取組みとなっています。
- 社会経済活動などに伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していること、また、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることから、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）、さらには、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律第53号）が制定されました。国では、都市の低炭素化の促進とともに、建築物のエネルギー消費性能の向上をはかり、地球温暖化防止に配慮した都市の健全な発展に寄与することとしています。
- 職員一人ひとりが環境対策に率先して取り組むための行動指針「あいかわエコアクションプラン（地球温暖化対策等率先実行計画）」を推進するとともに、住宅用太陽光発電設備の設置者に対する支援など、引き続き、地球温暖化対策のための施策を維持・充実させていくことが課題となっています。

### 基本方針

再生可能エネルギーの利用促進をはじめとする環境負荷の低減に配慮した取組みの普及につとめ、地球温暖化防止のための対策を進めます。

### 施策の展開

#### 施策 1

#### 地球温暖化防止への取組み

- (1) 「あいかわエコアクションプラン（地球温暖化対策等率先実行計画）」の推進
- (2) 地球温暖化問題に対する住民意識の普及・啓発
- (3) 事業所におけるISO14000シリーズ<sup>（注）</sup>等の取得支援
- (4) クリーンエネルギー自動車<sup>（注）</sup>の普及・促進

**（注）温室効果ガス** 大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをするガス。

**（注）ISO14000シリーズ** 国際標準化機構（ISO）が発行した、事業活動に伴う環境への悪影響を最小限にするための仕組みである「環境マネジメントシステム」に関する規格。

**（注）クリーンエネルギー自動車** 石油系燃料（ガソリンや軽油など）の代わりに、電気・天然ガス・メタノールなどを動力源として利用することにより、排気ガスを排出しないか、排出が少ない自動車。



## 施策 2

### 再生可能エネルギーの利用促進

- (1) 再生可能エネルギー<sup>(注)</sup>に関する意識の普及・啓発
- (2) 住宅用太陽光発電設備の設置者に対する支援
- (3) 新たな公共施設の整備や大規模改修工事にあたっての太陽光発電など再生可能エネルギー設備の設置

## 施策 3

### 省資源・省エネルギー対策の推進

- (1) 省資源や省エネルギーなどに関する意識の普及・啓発
- (2) グリーン購入法<sup>(注)</sup>による環境対策の普及・促進

## 成果指標

### ◆住民の満足度

| 指 標                                   | 現状値                 | 目標値                 | 算出根拠等   |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 『地球温暖化対策の推進』<br>について「満足」と感じる<br>住民の割合 | 26.8%<br>(平成 28 年度) | 33.0%<br>(平成 34 年度) | 町民満足度調査 |

### ◆主な目標指標

| 指 標               | 現状値                  | 目標値                  | 算出根拠等    |
|-------------------|----------------------|----------------------|----------|
| 住宅用太陽光発電<br>設備設置数 | 41 件/年<br>(平成 27 年度) | 41 件/年<br>(平成 34 年度) | 現状の実績を維持 |

## 住民の声

『地球温暖化対策の推進』については、次のような住民の意見や提案をいただきました。

- エコカーの普及促進  
環境に配慮した自動車の普及促進につとめてほしい。

(注)再生可能エネルギー 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

(注)グリーン購入法 国や地方公共団体等が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとする環境保全のための法律。

